

制裁および 反ボイコット条項

各当事者はそれぞれ、当事者および当事者を所有するもしくは管理する、または当事者が所有するもしくは管理するいかなる個人または法人も、米国、欧州連合（またはその加盟国）、国連、スイス、または品物の原産国によって採択された、いかなる取引、および/または経済制裁、および/または金融制裁、または複数の制裁（あらゆる関連法、規制、命令、条例、決議、判決、規制措置、またはその他の法的拘束力を有する要件を含むがそれらに限定されない）（総称して「制裁」）の指定対象でないことを、知る限りにおいて、他方当事者に対して表明し、保証する。各当事者はそれぞれ、当事者および当事者の代理店、請負業者、および代理人が、本契約の履行において適用される全ての制裁の要件を完全に満たすことに同意し、他方当事者に対して保証する。

売主は品物が、米国管轄下にある買主または個人が適用される制裁および/または輸出もしくは再輸出規制に違反する原因になる国、個人、法人、もしくは団体によって、またはいかなる商業活動の目的においても、直接的または間接的に所有、旗揚、用船、管理、または操縦されている船舶に載せてまたは運送業者によって、直接的または間接的に、産出、提供、または輸送されないことに同意し、買主に対して保証する。買主が、品物の原産国を確認する目的において適切なドキュメンテーションを要求する場合、売主は買主にそれを提供するものとする。買主は、本契約の履行が適用される制裁に違反する原因となる、または買主または買主の代理店、請負業者もしくは代理人、または米国管轄下にある個人が適用される制裁に違反するまたは適用される制裁によって刑罰が科される原因となる制限対象の産出国、船舶、輸送経路、個人または法人を拒否する権利を有する。

買主は、米国管轄下にある売主または個人が適用される制裁および/または輸出もしくは再輸出規制に違反する原因となる国、個人または法人に対して、またはいかなる商業活動の目的においても、品物を

- (i) 再販しないこと、
- (ii) 払い下げないこと、または
- (iii) 直接的または間接的に、所有、旗揚、用船、管理、または操縦されている船舶に載せないまたは運送業によって輸送しないこと

に同意し、売主に対して保証する。

売主が、品物の最終目的地を確認する目的において適切なドキュメンテーションを要求する場合、買主は売主にそれを提供するものとする。売主は、本契約の履行が適用される制裁に違反する原因となる、または売主または売主の代理店、請負業者もしくは代理人、または米国管轄下にある個人が適用される制裁に違反するまたは適用される制裁によって刑罰が科される原因となる制限対象の目的地、船舶、輸送経路、個人または法人を拒否する権利を有する。

買主はさらに、米国管轄下にある売主または個人が直接的または間接的に適用される制裁に違反するまたは適用制裁によって刑罰が科される原因となる国、銀行、または他の法人、団体もしくは施設を通じて、または経由して品物の支払いを行わないことを表明し、保証する。制裁またはその疑惑がかけられたことを理由に、品物の支払いが3営業日を超えて妨害、阻止、遅延、または防止された場合、かかる支払い問題が、売主による制裁違反の結果である場合を除き、（銀行、政府、または他の合法的に設立された権限機関が行使する、またはそれによって適用もしくは履行される限りにおいて）買主は、直接的または間接的に制裁に違反しない他の合法的な手段によって支払うための最善の努力をするものとする。

両当事者は、反ボイコット法または米国の規制に違反する、またはそれに基づいて禁止または刑罰が科される、書類による要請を含めたいかなる条件または要請にも協力、合意、または遵守しない。

前述の権利を放棄することなく、両当事者は、本条項に準拠していることを裏付けるおよび/または検証するための情報および/または証拠書類を求める妥当な要請について相互協力することに合意する。

腐敗防止条項

各当事者はそれぞれ、本契約に伴い、腐敗防止および資金洗浄対策に関連する米国、欧州連合（またはその加盟国）、国連、スイス、または品物の原産国の全ての準拠法、規制、命令、条例、決議、判決、規制措置および/または法的拘束力を有するその他の要件（総称して「適用法令」）に当事者が完全に準拠することに同意し、他方当事者に保証する。特に、連邦海外腐敗行為防止法およびOECD外国公務員贈賄防止条約（全部または一部）を実施している国に適用される法令など（を含むがこれらに限定されない）適用法令に違反または矛盾する場合、各当事者はそれぞれ、

- a. 以下の者に対して、直接的または間接的に、金銭または有価物の支払、提示、供与、または支払の約束もしくは許可、または財務利益の授与をしない。
 - i. 政府関係者、または政府もしくは政府の部局、機関、または公共機関の公職員もしくは公務員、
 - ii. 公的な国際組織の公職員または公務員、
 - iii. 政府もしくは部局、機関、またはかかる政府の公共機関もしくは公的な国際組織の公的な立場を務めるもしくはその代理を務める者、
 - iv. 政党当局者もしくはその公職員、または政党の候補者、
 - v. 前述の個人および法人の私的利益のために提案、要求、または誘導するその他の人物、個人、または法人、または、
- b. その他の行為や取引に関与しないこと、

を他方当事者に対して表明し、保証する。